

広島県告示第三百四十六号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、ボートパーク広島の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

広島ボートパーク株式会社

代表取締役 村 田 優

2 主たる事務所の所在地

広島市中区大手町四丁目二番二七―五〇一号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

主たる事務所の所在地の変更

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
広島市中区大手町四丁目二番二七―五〇一号			広島市中区南吉島一丁目一番		

三 変更年月日

平成十九年八月二十九日